

懲戒処分書

事務所 札幌市清田区真栄一条二丁目15番11号

住所 札幌市清田区真栄一条二丁目15番11号

氏名 宮下隆敏

生年月日 昭和11年10月14日生

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

平成18年11月1日から平成20年10月31日まで土地家屋調査士の業務を2年間停止する。

処分の事実及び理由

1 処分の事実

- (1) 土地家屋調査士宮下隆敏（以下「被処分者」という。）は、昭和41年1月20日登録札幌第610号をもって土地家屋調査士の登録を受け、同年6月1日札幌土地家屋調査士会に入会し、札幌市清田区真栄一条二丁目15番11号の事務所で土地家屋調査士業務に従事している者である。
- (2) 被処分者は、平成14年12月ころ、
の土地について、所有権登記名義人である
から分筆登記の依頼を受けた。
- (3) 被処分者は、平成15年9月末ころ、
に本件土地分筆についての調査測量が完了したとして金35万円を請求し、同年10月6日調査測量費用及び分筆登記費用として同額を受領したが、登記申請を放置し、
から催促を受けても登記申請をしないばかりか、その理由も説明していない。
- (4) 平成16年10月14日、
から本件に係る苦情を聞いた札幌土地家屋調査士会は、被処分者から事情を聴取しようとしたが、被処分者はこれに応じず、本件土地分筆登記も現在まで完了していない。
- (5) 被処分者は、札幌土地家屋調査士会に対して、同会会費を平成17年4

月分から現在まで支払っていない。

(6) 被処分者は、札幌土地家屋調査士会に対して、平成17年分の年計報告をしていない。

2 処分の理由

以上の事実は、当局及び札幌土地家屋調査士会の調査から明らかである。

被処分者のかかる行為は、土地家屋調査士法第2条（職責）、同法第24条（会則の遵守義務）並びに札幌土地家屋調査士会会則第82条（会費）、同第87条（品位保持等）、同第88条（会則等の遵守義務）、同第92条（業務の取扱い）、同第98条（年計報告）に違反する行為である。

また、土地家屋調査士は法務局又は土地家屋調査士会の調査について、正当な理由がなければ調査を拒んではならないにもかかわらず、被処分者は、当局及び札幌土地家屋調査士会の調査に対して、正当な理由がないにもかかわらず、その調査を拒んでおり、被処分者のかかる行為は、土地家屋調査士法第2条（職責）、同法第24条（会則の遵守義務）、土地家屋調査士法施行規則第40条（資料及び執務状況の調査）、札幌土地家屋調査士会会則第88条（会則等の遵守義務）、同第105条（会員に対する調査及び指導）、同第109条（書類及び執務状況の調査）に違反する行為である。

土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実に業務を行うべき責務を有するべきところ、被処分者の行為は国民の信頼を裏切り、その品位を著しく失墜させたものであって、その責任は重く厳しい処分が相当であるといわざるを得ない。

よって、土地家屋調査士法第42条の規定により主文のとおり処分する。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があることを知った日の翌日から起算して60日以内に法務大臣に対し審査請求をすることができる。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算する。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、提起しなければならない（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなるので注意すること。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算する。）に提起しなければならないこととされている。

平成18年10月23日

札幌法務局長 石戸

忠

